

商品・サービス国際分類の改正にあたり

国際分類は、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に基づく国際的に共通の分類で、本年９月現在、同協定の加盟国は８３か国に及び、かつ、未加盟国でも相当数の国において採用されているものです。

現在使用されている国際分類第９版は、去る平成２２年１１月に、スイス・ジュネーブの世界知的所有権機関（ＷＩＰＯ）において開催された第２１回専門家委員会において、改正が決定されました。

この改正は、食餌用サプリメントに係る商品の分類変更、現行第９類に属する商品の分類変更等をはじめとする、類別表の修正やアルファベット順一覧表の商品又はサービスの表示の追加・変更・削除などを主な内容としており、国際分類第１０版として、平成２４年１月１日から発効することになっています。

本資料は、ニース協定や国際分類に関する一層の周知・理解を図るとともに、商標登録出願の審査・審判において、指定商品・役務に関する審査・審理の迅速かつ的確な実施に資することを目的に作成したもので、内容としては、ニース協定本文、類別表、今回新たに掲載したユーザーガイダンス及びアルファベット順一覧表などからなっております。アルファベット順一覧表は、商品・役務の英語表示に、我が国で指定商品・指定役務の表示として採用できる程度の日本語訳及び類似群コードを付し、商標登録出願に関する先行商標の調査や国際（商標）登録出願の英語表記に関する検討などに利用できます。

本書がニース協定と国際分類の理解及び商標審査・審理の便宜に資することを期待し、さらに国際分類の円滑な運営に役立つものとなることを念願するものです。

平成２３年１２月
特許庁審査業務部商標課